

## 道路を安全に通行してもらうため、北陸地方整備局・新潟運輸支局・村上警察署による 今年度1回目の『三者合同取締り』を実施しました

道路を安全に使用するためには、車両運転者が道路を傷めることなく、整備された車両により、交通ルールに沿った通行を心がけなければなりません。

しかし、近年、過積載や点検・整備不良、不正改造など重大事故に繋がる恐れのある車両は依然として多く、これらが原因となる事故を未然に防ぐ必要があります。そこで三者合同で連携し取締りを下記のとおり実施しました。

- 取締日時：平成23年6月27日（月）  
13時30分～15時30分
- 取締場所：国道7号朝日除雪ステーション  
（村上市宮ノ下地先）



今回の取り締まりでは14台を検査し  
1台の「総重量違反車」に「口頭指導」  
2台の「シートベルト着用義務違反」  
1台の「灯火の違反」に「整備命令」  
を行いました。

（担当：道路管理課）

### 発行およびお問い合わせ先



国土交通省 北陸地方整備局  
羽越河川国道事務所

〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1  
TEL:0254-62-3211(代表)  
FAX:0254-62-1106(代表) URL⇒<http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/>

